

レンタカー事業者の皆様へ

近年、レンタカーの借受けに際して、レンタカーの借受人（以下「借受人」という）自らが運転をせず、第三者の仲介により運転者の情報の提供・紹介を受ける、いわゆるドライバーマッチングサービスにより、当該運転者がレンタカーの運転を行うケースが増えてきました。

これについて今般、国土交通本省から下記内容の通知がありましたので、内容を確認いただくとともに、貸渡時やウェブサイトを通じた予約申込み時等の際に、チラシ（**別掲PDF参照**）を参考に、借受人に対し、借受人と運転者が異なる場合であっても、借受人の立場はタクシー等の旅客自動車運送事業の利用者と同一ではないこと等について周知及びご説明いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容は新たな責任関係が発生するものではなく、借受人と運転者が異なる場合において、借受人がタクシー等の旅客自動車運送事業の旅客と同じ立場であると混同しないよう注意喚起を行うものです。

記

レンタカーの借受けに際して、借受人と運転者が同一であることは求められておらず、借受人に代わって運転を行うことや第三者がそのような運転者を仲介する行為自体は、直ちに道路運送法に抵触するものではありませんが、レンタカー事業者は借受人に対して事故発生時の責任関係に係る周知及び説明を十分に行うようにしてください。

1. 借受人は、自ら自動車を借り受けている主体であり、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客とはその立場が異なります。
具体的には、
 - (1) 運転者の過失により事故が発生し、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客が被害を受けた場合、当該旅客自動車運送事業者が自動車損害賠償保障法第3条の運行供用者責任を負いますが、レンタカー事業者は、借受人が被害を受けた場合に、運行供用者責任を負いません。そのため、借受人が運転者に損害賠償を請求するためには、借受人が運転者の故意・過失を立証する必要があります。
 - (2) 運転者の過失により事故が発生し、第三者が被害を受けた場合、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客は運行供用者責任を負いませんが、借受人はレンタカー事業者と共に運行供用者責任を負います。そのため、借受人が第三者からの損害賠償責任を免れるためには、自ら及び運転者に過失がなかったこと等を借受人が立証する必要があります。

2. 上記1のとおり、借受人は、旅客自動車運送事業における旅客とは事故発生時の責任関係等が異なりますので、レンタカー事業者は借受人に対して、上記内容について、周知及び十分な説明を行ってください（別掲PDF参照）。

3. なお、借受人がレンタカーの予約をウェブサイトやスマートフォンのアプリを通じて行う場合にあっても、レンタカー事業者は、借受人に対し、当該予約申込みの際に、上記1の内容について周知及び十分な説明を行ってください（別掲PDF参照）。

以上